

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により公告する。

令和元年9月27日

静岡県知事 川勝平太

1 申請のあった年月日

令和元年9月9日

2 申請にかかる特定非営利活動法人について

(1) 名称

特定非営利活動法人ホールアース研究所

(2) 代表者の氏名

山崎 宏

(3) 主たる事務所の所在地

静岡県富士宮市下柚野165

(4) 定款に記載された目的

この法人は、国内外において、子どもから大人まですべての人を対象にした、良質で適切な自然体験活動および、環境教育、野外教育などの普及、啓発、調査研究、人材育成に関わる事業を行い、地域の文化や自然環境の保全につとめ、もって、持続可能な社会づくりに寄与することを目的とする。